

令和4年度 鹿児島市再犯防止推進連絡会議

日 時 : 令和5年2月22日(水) 14:00～

場 所 : 鹿児島市市民福祉プラザ3階会議室

鹿児島市再犯防止推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がないことなどから、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪や非行をした人を孤立させずに、社会復帰を支援していくことが必要です。

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、平成28（2016）年に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、平成29（2017）年12月に再犯防止推進計画を策定しました。

同法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、県は、平成31（2019）年3月に鹿児島県再犯防止推進計画を策定しました。

本章を同法に基づく計画として位置づけ、県再犯防止推進計画に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、犯罪や非行をした人の社会復帰に関する施策の推進を図ることとします。

なお、再犯防止推進計画の対象者は、同法第2条第1項で定める犯罪をした者等とします。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

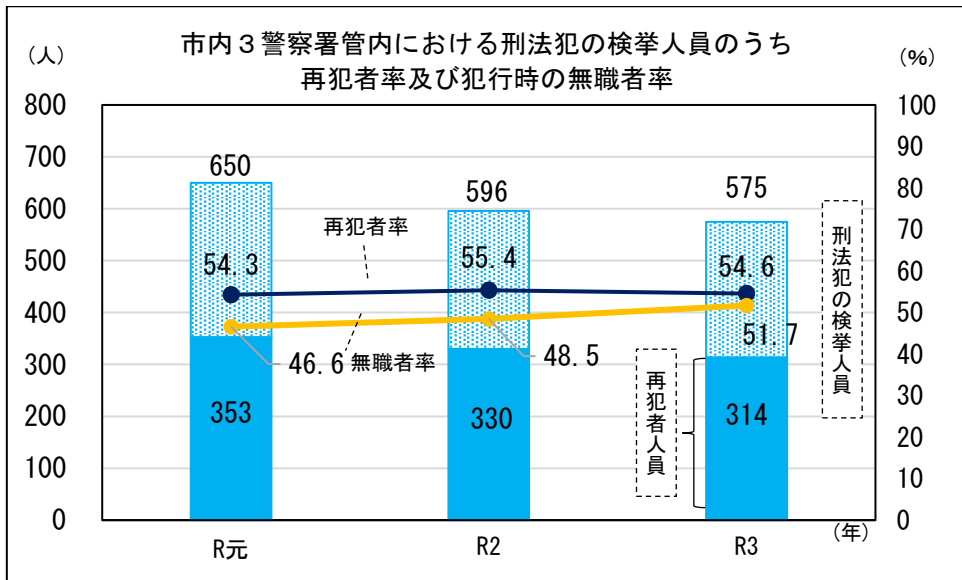
第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 本市の現状

市内3警察署管内における刑法犯の検挙人員（少年を除く。）は、概ね600人で推移しており、そのうち再犯者率は5割を超える状況が続いています。

また、刑法犯の犯行時の無職者の割合については、漸増しており、令和3年度には、5割を上回りました。

<令和4年12月時点の速報値>



(法務省矯正局提供データを基に鹿児島市作成)

※市内3警察署(中央・西・南)管内における合計であり、本市域分とは一致しない。

※刑法犯の検挙人員は少年を除いた人数で、無職者率は学生・生徒等を除いた割合。

3 課題

国及び県の再犯防止推進計画を踏まえた本市の課題は次のとおりです。

- (1) 国・県・民間団体等との連携強化
- (2) **就労・住居の確保**
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (4) 非行の防止と、学習支援等の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

国の再犯防止推進計画(抜粋)

■重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- 6 地方公共団体との連携強化等
- 7 関係機関の人的・物的体制の整備等

鹿児島県再犯防止推進計画(抜粋)

■重点課題

- 1 国・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

4 主な取組

◇ 就労・住居の確保のための取組

事業名	生活困窮者自立支援事業（保護第一課）
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対し、相談支援、就労支援等の必要な支援を行う。 住居確保給付金を支給することで、安定した就労活動ができるようにする。
令和4年度実績 (令和4年12月末時点)	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援員 5人 住居確保給付金受給者数：315人（延人数）
令和5年度計画	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援員 5人 住居確保給付金受給者数：576人（延人数）

事業名	協力雇用主等に対する優遇措置（契約課）
事業の概要	建設工事等競争入札参加者の格付や総合評価落札方式による一般競争入札の採点において、鹿児島県協力雇用主等に対する優遇措置を行う。
令和4年度実績 (令和4年12月末時点)	<p>建設工事等競争入札参加者の格付や総合評価落札方式による一般競争入札の採点において、加点を行った。</p> <p>①（対象者）鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者 （対象者数）167社</p> <p>②（対象者）鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者で、保護観察等対象者を保護観察期間を含めて3か月以上連続して雇用している者 （対象者数）5社</p>
令和5年度計画	令和4年度に引き続き優遇措置を実施予定

事業名	鹿児島保護区保護司会との協定による就労支援（人事課）
事業の概要	鹿児島保護区保護司会と締結している協定に基づき、保護観察に付されている者の就労を支援することにより、その再犯及び再非行の防止並びに社会復帰の促進を図る。
令和4年度実績 (令和4年12月末時点)	相談件数 0件
令和5年度計画	鹿児島保護区保護司会からの相談があった場合、保護観察に付されている者の就労を支援する。

◇ 非行の防止と、学習支援等の実施のための取組

事業名	民生委員・児童委員見守り活動支援事業（地域福祉課）
事業の概要	民生委員・児童委員による地域での見守り活動を支援し、援助が必要と思われる住民の早期把握及び対応につなげることにより、誰もが安心して生活できる地域社会づくりに寄与する。
令和4年度実績 (令和4年12月末時点)	①活動支援 訪問連絡カードの作成（1,200冊） ②地域の見守り活動協力事業者の呼びかけ 南日本新聞販売南日会、鹿児島相互信用金庫 南日本リビング新聞、日本ガス株式会社（R4.4.1～）
令和5年度計画	令和4年度と同様に実施予定

◇ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

事業名	社会を明るくする運動への参加（地域福祉課）
事業の概要	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」に参加し、再犯防止に関する地域での理解の促進を図る。
令和4年度実績 (令和4年12月末時点)	社会を明るくする運動に関する周知・広報活動を行った。 ・ポスター掲示（市社協、各地域福祉館（41館）） ・市広報誌のほか、本庁電光掲示板を利用した動画による周知・広報活動
令和5年度計画	令和4年度と同様に実施予定

事業名	人権啓発活動事業（人権推進課）
事業の概要	様々な人権課題について、啓発資料等を活用し、広く市民、企業等に広報・啓発を行うことで、市民一人ひとりの人権に関する正しい認識と理解を深めるとともに、人権意識の普及高揚を図る。
令和4年度実績 (令和4年12月末時点)	①啓発資料等の作成・配布・掲出 (作成部数) 人権啓発パンフレット：7,000部、人権啓発ポスター（B3）：500枚 啓発物品（ボールペン）：1,000本 (ポスター掲出先) 市電、市バス、市桜島フェリー、民間バス等（8月・12月） ②人権啓発パネル展の開催（8・12月） ③街頭啓発（12月） ④広報紙・ホームページ・SNS等による啓発
令和5年度計画	(変更点) 人権啓発パンフレット：6,000部に変更 本市独自の人権啓発パネル制作【拡充】